

## 川崎市都市計画公聴会運営要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、川崎市都市計画公聴会規則（平成12年川崎市規則第63号。以下「規則」という。）第15条の規定に基づき、川崎市都市計画公聴会（以下「公聴会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (公聴会の開催)

第2条 規則第2条において必要があると認めるときは、次に掲げるものを除くすべての都市計画の案とする。

- (1) 都市計画法施行令（昭和44年政令第158号）第14条に規定する都市計画の軽易な変更
- (2) 都市計画の軽微な変更であって、変更する当該区域及びその周辺の都市環境に著しい影響を及ぼすおそれがないもの
- (3) 法令の制定又は改廃に伴い都市計画を変更する場合であって、実態として内容の変更を伴わないと認められるもの
- (4) 生産緑地の指定及び特別緑地保全地区の指定
- (5) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第12項に規定する開発行為によって設置される公園、緑地及び広場を都市計画で定める場合であって、種類、位置、区域及び面積を変更せずに、都市計画の案とするもの
- (6) 川崎市建築行為及び開発行為に関する総合調整条例（平成15年条例第29号）第9条の規定によって設置される公園及び緑地を都市計画に定める場合であって、種類、位置、区域及び面積を変更せずに、都市計画の案とするもの
- (7) 既存の公園、緑地及び広場を都市計画に定める場合であって、種類、位置、区域及び面積を変更せず、又は軽微な変更を行って都市計画の案とするもの
- (8) 既成市街地において主として良好な住環境の保全を目的とし、かつ、用途や容積率等の建築物の制限の緩和を伴わない地区計画の決定及び変更

を案とするものであって、川崎市地区計画等の案の作成手続に関する条例（昭和 60 年条例第 1 号）第 3 条に規定する説明会の開催その他必要な措置を講じたもの

(9) 前各号に定めるものその他当該都市計画について、説明会により、住民がこれを十分に把握しえる場合であって、住民の意見陳述の機会が十分確保されているもの

2 都市計画の案に関する公述の申出がない場合は、公聴会は開催しない。

(公述人の資格)

第 3 条 規則第 5 条に定める「本市の区域内に住所を有する者」には、本市の区域内を本拠として活動する法人を含み、代表者が法人を代表して公述することができる。

2 「都市計画案に利害関係を有すると市長が認めた者」とは、本市の区域内に住所を有しない者のうち、本市の区域内に法律上の権利を有する者その他の都市計画案に利害関係を有する者をいう。

(1) 本市の区域内に法律上の権利を有する者とは、土地の所有権を有する者並びにその土地について対抗要件を備えた地上権若しくは賃借権又は登記した先取特権、質権若しくは抵当権を有する者及びその土地若しくはこれらの権利に関する仮登記、その土地若しくはこれらの権利に関する差押えの登記又はその土地に関する買戻しの特約の登記の登記名義人をいう。

(2) その他の都市計画案に利害関係を有する者とは、都市計画案に係る土地の区域に隣接する本市の区域外の者をいう。

(公述の申出)

第 4 条 規則第 6 条に定める公述の申出は、都市計画の素案縦覧期間中に「公述申出書」を川崎市まちづくり局計画部都市計画課あて持参又は郵送して行う。

2 「公述申出書」には、次の事項を記載するものとする。

(1) 氏名（法人の場合は名称及び代表者名）

(2) 住所、連絡先

(3) 意見の要旨

(4) 本市の区域内に住所を有しない者については、前条第 2 項に定める「都

## 市計画案に係る利害関係」

3 「公述申出書」には、上記事項を漏れなく記載するものとし、様式は自由とする。

(公述人の選定)

第5条 規則第7条で規定する公述人を選定する場合の公述人の数は、10名までとする。

2 公述申出者が多数の場合は、意見の要旨を同じくする者のうちから、抽選で選定を行い、選定の結果については、公述申出者それぞれに通知する。

(公述時間の制限)

第6条 規則第8条第1項の規定に基づき、公述時間を制限する場合の公述時間は、1人15分以内とする。

(代理人又は文書による意見の提出)

第7条 規則第12条ただし書きによる、特に議長が認める者とは、次の者をいう。

- (1) あらかじめ議長の同意を得た代理人をして意見の公述をさせる者
- (2) あらかじめ議長の同意を得た意見を文書により提出する者

2 前項第1号において、代理人をして公述させる者は、公聴会を開始する前までに議長に委任状を提出しなければならない。

(質疑)

第8条 規則第11条第2項に定める公述人の質疑については、前6条で定めた時間内に行う。

(公述人の辞退)

第9条 前5条第2項の選定の結果、公述人に選定された者は、病気その他やむを得ない事由が発生し、公聴会に出席できないときは、あらかじめ川崎市まちづくり局計画部都市計画課あて公述辞退届出書（書式自由）を提出し、公述を辞退することができる。

(公述意見に対する市の考え方)

第10条 市長は、公聴会で発言又は提出された公述意見の要旨と市の考え方を作成し、公述人に通知するとともに、川崎市まちづくり局計画部都市計画課及び関係区役所で1箇月間公表する。

2 前項の規定により作成した公述意見の要旨と市の考え方は、川崎市都市計画審議会に報告する。

(実施細目)

第11条 この要領に定めるもののほか、公聴会の開催に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成17年3月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年1月18日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年5月28日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。